

在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄(抄)本の提出について

令和7年3月24日

1 令和7年3月24日(月)から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。

2 これにより、旅券及び身分事項に関する証明等の戸籍謄本(証明については戸籍抄本も可)の提出を必要とする申請(例:パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄(抄)本の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトに公開されました。

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

3 「[在留届オンライン\(ORRネット\)](#)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能ですが、導入当初は激しい混雑が予想されるため、来館当日に確認できない場合が生じる可能性があるため、ご自身でオンラインで確認されることを強くお勧めします。

(参考)

●旅券のオンライン申請:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

●証明のオンライン申請:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

(了)